



(公社)日本ペストコントロール協会
機関誌創刊200号!

戦後有害生物防除の歴史④ 担い手が行政からペストコントロールへ

(公社)日本ペストコントロール協会 副会長 元木 貢

はじめに

1968年日本害虫防除(PCO)連合会(現公益社団法人日本ペストコントロール協会:以下日本協会という)が発足した。技術者の養成、害虫相談所の開設、感染症予防衛生隊発足、IPMの導入等、さまざまな取組みがなされ、ねずみ昆虫等防除は、行政からペストコントロールへ、対策の担い手が移っていった。その背景には、国民の衛生意識の変化、行政改革、感染症の再興、地震や温暖化による災害の増加、建築物衛生法^{*1}や感染症法^{*2}の制定などの法整備が挙げられる。なお、著者は(公社)東京都ペストコントロール協会の理事をつとめており、具体的な事例として東京協会の取組を交え記載する。

*1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

*2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

ペストコントロールの幕開け

日本協会の設立機運が高まった1968年ごろ、東京には伝染病予防消毒に関連したそ族昆虫駆除業、便所汲取を本業として便つぼの蛆殺しと消毒及び便器の清潔清掃を兼ねた(粉まき、水まき)業、船舶倉庫等の燻蒸を専門とした3つの業態があった¹⁾。それらが大同団結してペストコントロール協会が形づくられ、都道府県で協会が整備されていった。

また、このころ都市化が進み、木造の日本家庭に代わってコンクリート造のビルが増加した越冬できなかったチャバネゴキブリが定着しドブネズミやチカイエカも環境に適応し、ケラガコナダニやチリダニも問題化してきた。市街地の公共発生源とは異なり、ビルのオーナーが防除を実施することとなり、ビルの増加や地下街の発展による飲食店の出現に伴って、ペストコントロールの需要が増えた。

1) 植木慎一, 都虫協の体質と体系. 都虫協だより 23号

建築物衛生法の制定

ペストコントロール業界の発展の基盤は、1971年に施行された建築物衛生法であろう。この法では、対象となる「特定建築物」を指定し、建築物のねずみ昆虫等の防除を維持管理の一環として行うことを義務付けた。1980年に登録制度^{*3}が始まると、国家資格の防除作業監督者の設置、年1度の防除作業従事者研修の受講が義務化され、質的向上がなされていった。1983年に登録業者等の団体の指定制度^{*4}が設けられると、日本協会は建築物ねずみ昆虫等防除業の指定団体として指定された。この頃から、ねずみ昆虫等の対策は、快適な生活環境の維持保全に必須として重視されるようになり、ねずみ昆虫等防除はペストコントロール業界に委託されるようになった。

- *3 建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者について、一定の物的・人的基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度
- *4 厚生労働大臣が登録業者等の団体を指定する制度で、団体による自主的な活動を通じて登録業者の業務の改善向上を図ることを目的としている

伝染病予防法から感染症法へ

1997年に施行された伝染病予防法は、1999年の感染症法の施行に伴い廃止され、建物の管理者は、感染症の予防や感染症を媒介するねずみ昆虫等の防除および消毒を行うこととされた。それらのまん延防止が困難な場合は、市町村または都道府県の職員が対応しなければならないが、市町村における殺虫剤や器具の備蓄、ねずみ昆虫等の専門職員の配置義務、衛生班の設置義務がなくなり、住民への指導、薬剤配布が急速に減少していった。

無料害虫相談所

1985年日本協会は、都道府県協会に害虫相談所を開設する準備を始め、翌年パンフレットや相談員用のハンドブックを発刊した。都道府県協会で開催が進み、地域住民サービスとして「無料害虫相談」が行われるようになった。相談件数は年々増え、2021年度は50,754件となっている。

感染症予防衛生隊

1999年東京協会は、全国に先駆けて「感染症予防衛生隊」を発足させた。東京都防疫所が廃止され、感染症を媒介するねずみ昆虫等の防除および消毒業務は特別区に移管されたが、駆除や消毒の専門家が十分でないこと、実働部隊が僅かに対応が難しいことから、行政と協力することとしたのである。

その後、2001年日本協会は「感染症対策指導者講習会」を開催し、道府県協会に感染症予防衛生隊を組織するよう呼びかけ、各地で感染症予防衛生隊が発足していった。

近年、地球温暖化もあり、異常気象や新興再興感染症等の侵入リスクが指摘されている。実

際に、地震や台風等の災害、デング熱等の感染症、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病等が発生した際には、行政から要請を受け、都道府県ベストコントロール協会は、毎年のように各地で防疫活動を行っている。

一例として、東京協会は、新型コロナウイルス感染症について、東京都、東京消防庁と協定を結び、救急車や軽症者収容ホテルの消毒を行っている。2020年度は延べ2,430人、2021年度は延べ8,664人、2022年度は6月までに延べ3,729人が出動している。

IPMの導入

2002年日本協会は、IPM宣言を行い、IPMの手法で防除を進めていくことを宣言した。その後、2008年に国は「建築物における維持管理マニュアル」を公表し、ねずみ昆虫等の防除にあたってのIPMの施工方法を具体的に示した。適切な技術を組み合わせ、人への健康のリスクと環境への負荷を最小にし、環境基準を目標に有害生物を制御しようとする画期的な方式であった。

おわりに

建築物衛生法の制定や伝染病予防法の廃止により、ねずみ昆虫等防除は、専門的知識と専用の薬剤・機材を必要とすることから、事業所や野外など比較的規模の大きな施設において、担い手がベストコントロールに移っていった。また、感染症発生時や災害時の防疫業務は、緊急を要することもあって、次第にベストコントロール協会が一端を担う流れとなった。一般家庭においても、都道府県協会で行っている無料害虫相談が市民の窓口となっている。

ベストコントロール協会は、今後も、安心して相談できる体制と、行政からの緊急の要請に応えられる体制を構築・維持していくことが必要である。